令和８年度
経営安定資金（災害復旧資金）のご案内
（令和８年10月９日現在）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、大規模な自然災害等に対応するとともに、局地的な自然災害等で被害を受けた中小企業の迅速かつ柔軟な資金繰り支援を可能とする融資制度です。

１　対象者及び融資条件

対象者	①名古屋市内で事業を営む会社・個人等で、自然災害等により被害を受けた方	（大規模災害向け） ②名古屋市内で事業を営む会社・個人等で、自然災害等により被害を受け、セーフティネット保証４号※の認定を受けている方
融資限度額	２億8,000万円	２億8,000万円
資金使途	設備資金・運転資金	
融資期間 融資利率	１年以内　1.7% ３年以内　2.0% ５年以内　2.1% ７年以内　2.2% 10年以内　2.3%	３年以内　1.9% ５年以内　2.0% ７年以内　2.1% 10年以内　2.2%
据置期間	12か月以内	
保証料率	0.33%～1.57%	0.65%
担　　保	名古屋市信用保証協会所定	
連帯保証人	必要に応じて要する。ただし、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。	

※令和８年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害に関して災害救助法が適用された名古屋市を対象に、セーフティネット保証４号が指定されました。
指定期間（認定申請期間）は、令和８年９月４日（金）から令和９年１月８日（金）です。
セーフティネット保証４号の申請方法や必要書類は、本市公式ウェブサイトをご参照ください。
https://www.city.nagoya.jp/jigyou/sangyou/1026356/1035079/1026414/1026418.html

2　取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

※対象者②の場合は、名古屋市信用保証協会に申し込むこともできます。

銀　　行	三菱ＵＦＪ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・あいち
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
そ の 他	商工組合中央金庫

3　必要書類

○信用保証委託申込書
○個人情報の取扱に関する同意書　｝名古屋市信用保証協会所定様式
○印鑑証明書
○(個人の場合)確定申告書(写し) 2 期分
○(法人の場合)決算書(写し) 2 期分
○許認可等を要する事業については、許認可証の写し
○設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
○(法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
○(対象者①の場合)本市所定の説明書または区長発行の罹災証明書、被災証明書もしくは被災届出証明書
○(対象者②の場合)セーフティネット保証 4 号の認定書

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

4　その他

○対象者①については、自然災害等の発生日から起算して 6 か月以内に保証申込を受け付けたものが対象となります。
○対象者②については、セーフティネット保証 4 号の認定を受けた日から 30 日以内に保証の申込みを行うことが必要です。
○この融資制度は、原則として責任共有制度※の対象(大規模災害向けを除く)です。
※責任共有制度とは、適切な責任共有を図るため全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて従前の原則 100%保証から 80%保証となりました。
○保証料率について、詳しくは、名古屋市信用保証協会へお問い合わせください。
○融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

5　お問い合わせ先

○融資制度全般、セーフティネット保証 4 号の認定に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課
名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号(中小企業振興会館 6 階)
電話 052(735)2100
○保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目 12 番 31 号
電話 052(212)3011